

10.4 国際交流

【評価項目 7-0-1】 国際交流（国内外における教育研究交流）

- （必須要素）国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- （必須要素）国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- （選択要素）国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況
- （選択要素）外国人教員の受け入れ体制の整備状況、運用の適切性
- （選択要素）教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性
- （選択要素）国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性

<開設時に設定した目標>

米国ロースクールとの交換プログラムを設け、本学ロースクールの学生が米国ロースクールで学ぶ機会を提供する。また、提携大学の学生を受け入れ、外国での法学教育を受けようとする本学学生と交流することにより、知識の相互交換といったことの実現を図る。

（現状の説明）

本研究科は発足して間もないので、まだ国際交流及び交換の実績は無いが、交換留学を奨励する理由は次のとおりである。

1. 今日、企業活動のグローバルな展開に伴う様々な法律問題が生じてきており、国際ビジネスの拡がり、地球規模の環境問題、外国人労働者の増大、日本社会内部で進行する国際化などの現象がますます増大している。それらを看過して、国際社会への奉仕は困難といわざるをえない。こういった国際的展開に対応して、国際法務の必要性が痛感され、また外国語、とくに英語で交渉できる能力を備えた、国際的に活動できる法律家養成への具体的方策が考えられる必要がある。
2. 外国ロースクールとの交換プログラムの設置が整備されつつあるが、具体的にそのような法曹を現実に作り出すための準備と実践を開始する必要がある。本研究科では、本研究科学生が米国ロースクールで学ぶ機会を提供するだけでなく、提携大学の学生を受け入れ、外国での法学教育を受けようとする本研究科学生が交流することにより、知識の相互交換といったことの実現を図ることが求められる。

具体的には、

- (1) 法学英語に強く、国内外で活躍できる法曹を養成する
- (2) 米国ロースクールの教員を招いて最先端の授業を提供することにより、カレントな法的問題を理解させ、外国の法律知識や問題意識を身につけさせる
- (3) 日本と米国双方で法曹資格を取り、将来、日本と外国の架け橋となって活躍できる、国際感覚を持った法曹を養成する
- (4) 本研究科の教員に外国でのファカルティデベロップメントの機会を与え、教員資質の向上に役立てる

(5) 提携大学ロースクールとの交換プログラムは、次の二種類を予定する。

① 学生交換

交換プログラムで中心となる学生の交換は、関西学院大学ロースクール学生の場合は、まず正規学生として相手方ロースクールに在籍し（2学期間・約1年）、LL.M. 取得をめざし、引き続き、法曹試験（Bar Examination）を受験する。しかし、多くの学生にアメリカのロースクールを体験させるために、訪問学生（non-credit student）として、短期間（1学期間）に関心ある科目、たとえば、特許法や国際税法を履修するということも考えられる。

提携先ロースクール学生の場合は、交換留学生として本学ロースクールで授業を履修するほか、提携している日本の弁護士事務所でインターンとして研修を受けるといったことを考えている。

② 教員交換

本学ロースクール教員の場合は、客員教授として提携先ロースクールに短期または長期間滞在して、日本法に関する講義を担当するか、あるいは客員研究員として一定期間研究滞在する。

提携先ロースクール教員の場合は、客員教授として本学ロースクールでアメリカ法や外国法に関する講義を担当するか、あるいは客員研究員として一定期間研究滞在することが考えられる。共同セミナーや講演会の開催、刊行物の交換などもこれに付随して行われる予定である。

（点検・評価の結果）

本研究科は発足して間もないので、まだ国際交流及び交換の実績は無い。なお、計画の実現に向けた活動や作業は本研究科内に国際交流委員会を設置し、具体的プログラムの実践（教員交換や、日本プログラムの形成）を順次進めている。

（改善の具体的方策）

本研究科は発足して間もないので、まだ国際交流及び交換の実績は無い。しかし、本研究科内に国際交流委員会を設置し、今後の外国人招聘教授や教員交換について施策を立案している。これは、本研究科のカリキュラムの全面改正がおこなわれる2007年度からの実施を目指している。